



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://isite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和4年11月15日
宮城労働局労働基準部賃金室
賃金室長 小熊 隆造
地方賃金指導官 小嶋 秀樹
電話 022(299)8841

令和4年度宮城県特定最低賃金の改正について
～12月15日に発効～

宮城労働局長（小林 健）は、宮城地方最低賃金審議会（会長 熊谷 真宏）から宮城県特定最低賃金の改正について答申されたことを受けて、改正を正式に決定（公示）したところです。

同最低賃金は下記3業種で働く労働者に対して適用されるもので、11月11日までに官報公示され、12月15日に発効となります。

なお、宮城県内で働くすべての労働者に適用される宮城県最低賃金については、本年10月1日から時間額883円が適用されています。

1 宮城県鉄鋼業最低賃金

時間額 983円（953円から30円引上げ）

答申日 令和4年10月7日

発効日 令和4年12月15日

2 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 919円（890円から29円引上げ）

答申日 令和4年10月12日

発効日 令和4年12月15日

3 宮城県自動車小売業最低賃金

時間額 946円（918円から28円引上げ）

答申日 令和4年10月11日

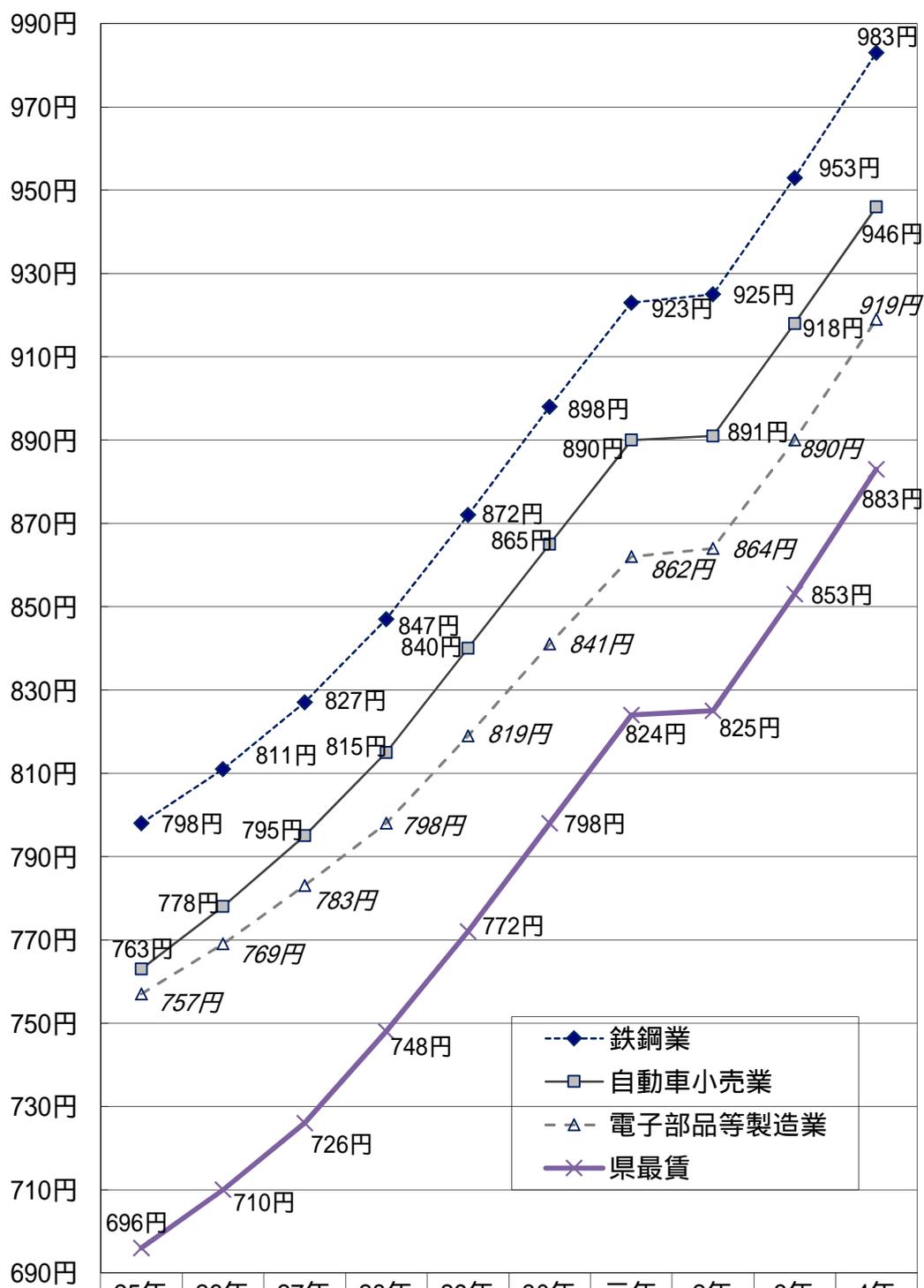
発効日 令和4年12月15日

資料1 宮城県の最低賃金額の推移（グラフ）

資料2 宮城県の最低賃金引上額の推移（グラフ）

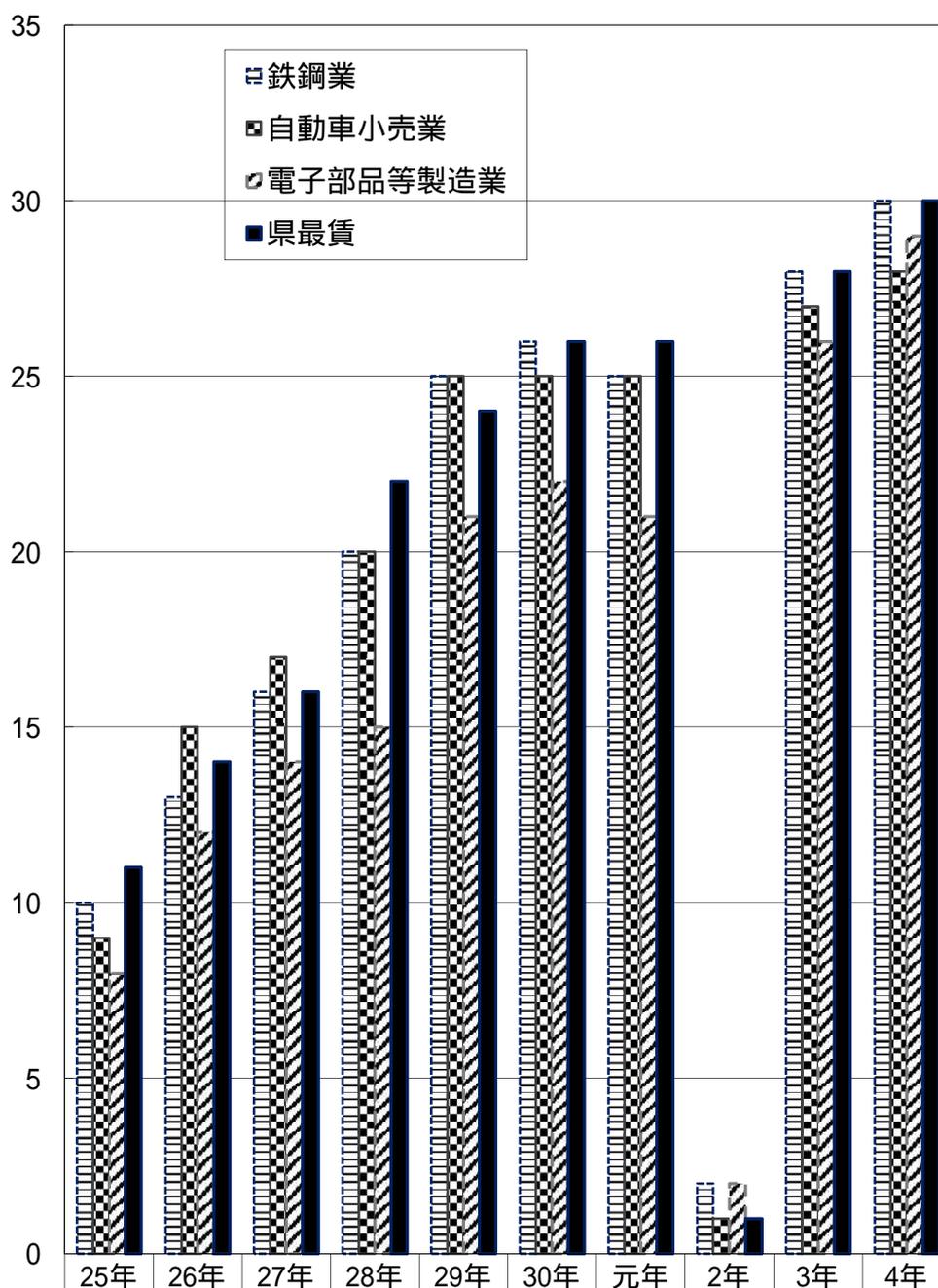
宮城県の最低賃金（リーフレット）

資料1 宮城県の最低賃金額の推移



◆ 鉄鋼業	798円	811円	827円	847円	872円	898円	923円	925円	953円	983円
□ 自動車小売業	763円	778円	795円	815円	840円	865円	890円	891円	918円	946円
△ 電子部品等製造業	757円	769円	783円	798円	819円	841円	862円	864円	890円	919円
× 県最賃	696円	710円	726円	748円	772円	798円	824円	825円	853円	883円

資料2 宮城県の最低賃金引上額の推移



鉄鋼業	10	13	16	20	25	26	25	2	28	30
自動車小売業	9	15	17	20	25	25	25	1	27	28
電子部品等製造業	8	12	14	15	21	22	21	2	26	29
県最賃	11	14	16	22	24	26	26	1	28	30

宮城県の最低賃金

知っていますか？自分の最低賃金

栗駒山(写真提供:宮城県観光プロモーション推進室)

適用される最低賃金	時間額	効力発生日
宮城県最低賃金	883円	令和4年 10月1日
鉄鋼業	983円	令和4年 12月15日
電子部品・デバイス・電子回路, 電気 機械器具, 情報通信機械器具製造業	919円	
自動車小売業	946円	

お問い合わせ先

宮城労働局賃金室 (TEL022-299-8841)、または最寄りの労働基準監督署

生産性を向上し賃金を改善させるための助成金

業務改善助成金	キャリアアップ助成金	人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)
生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。	「人への投資」を加速化するため国民の方からのご提案を形にした訓練コースです。情報技術分野認定実習併用職業訓練、定額制訓練、自発的職業能力開発訓練等5つの訓練が用意されています。
お問合せ先 宮城労働局雇用環境・均等室 Tel 022-299-8844	お問合せ先 宮城労働局職業対策課助成金センター Tel 022-299-8063	

宮城労働局



次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

宮城県特定 最低賃金	適用される業種・産業分類 (日本標準産業分類による業種コード)	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、宮城県最低賃金が適用になります。)
鉄鋼業	鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。) E22 鉄鋼業 但し E220 管理、補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業) E2211 高炉による鉄鋼業 E2251 鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く) E2252 可鍛鋳鉄製造業 E229 その他の鉄鋼業 を除く	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。) E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E29 電気機械器具製造業 E30 情報通信機械器具製造業	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ア 清掃又は片付けの業務 イ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ウ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 エ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 注：主としてはんだ付けの業務に従事している者は適用除外労働者になりません。
自動車小売業	自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。) I5911 自動車(新車)小売業 I5912 中古自動車小売業 I5913 自動車部分品・付属品小売業 注：カー用品店、自動車タイヤ販売店も適用	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

注：「主として事務の業務に従事する者」、「外国人技能実習制度における技能実習生」も宮城県特定最低賃金が適用されます

最低賃金と支払賃金の比較方法

宮城県最低賃金は、県内の事業場に働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトを含みます。)に適用され、支払われた日給や月給は時給に換算してこの金額を上回る必要があります。

なお、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等臨時の手当、時間外・休日・深夜手当は最低賃金の計算から除外します。

宮城県最低賃金が適用される事業場で働くAさんの労働条件は、月給153,500円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

月給 153,500円 × 12か月

8時間 × 年間所定労働日数 260日

885.57円 883円 (宮城県最低賃金)

宮城県最低賃金クリアー!

【宮城県内の労働基準監督署】

仙台労働基準監督署	022-299-9075	大河原労働基準監督署	0224-53-2154
石巻労働基準監督署	0225-22-3366	瀬峰労働基準監督署	0228-38-3131
古川労働基準監督署	0229-22-2112		